

秋田県動物愛護団体活動支援補助金交付要領

(通則)

第1条 クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体支援事業の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県生活環境部生活衛生課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、動物愛護団体運営者に対し、県内において犬猫の殺処分の減少等の動物愛護を目的とする活動・運営の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「動物愛護団体運営者」とは、動物愛護団体の代表者をいう。

2 この要領において、「寄付額」とは、クラウドファンディング型ふるさと納税を通じ、動物愛護団体に対して寄付されたふるさと納税額をいう。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる動物愛護団体は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- 1 別表1の要件を満たす団体であること。
- 2 次の欠格事項に該当していない者とする。
 - (1) 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
 - (2) 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む。）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
 - (3) 代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表2のとおりとする。

(応募方法等)

第6条 本補助金に応募する者は、別に定める期間内に、様式第1号から第5号及び次に掲げる添付資料（以下「応募書」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 法人の場合は定款又は履歴事項全部証明書（原本）

- (2) 事業計画書兼収支予算書内の対象経費の積算根拠となる参考見積書
- (3) 団体の概要に関する書類
- (4) その他必要な書類

2 前項の応募書の提出先は、生活衛生課とする。

(応募団体の審査等)

第7条 前条により応募された団体の採択は、別に定める審査委員会により審査を行い、知事が決定する。

2 前項の決定に際し、知事は、計画の一部の修正を命じ、又は条件を付することができる。

3 第1項の審査の結果は、審査終了後速やかに、応募者に書面により通知する。

(採択の取消し)

第8条 知事は、前条第1項により採択した者（以下「採択者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。

(1) 様式第2号に基づく事業を確実に実施することができないと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

(寄付の募集)

第9条 知事は、採択者の事業について、インターネットサイトに掲載し、クラウドファンディング型ふるさと納税により、一定期間寄付を募るものとする。

2 前項の寄付に対し、県は返礼品を送らないものとする。ただし、採択者は、寄付者に対し、お礼品等を送ることができる。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、寄付額とする。

(補助金の交付申請)

第11条 採択者は、寄付額が確定した後、1ヶ月以内に交付要綱第2条に定める補助金等交付申請書を提出するものとする。

2 交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書は、様式第3号及び第4号とする。

3 交付要綱第4条に定める交付の決定の通知を受けた者は、原則として、同項の交付の決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、交付決定前に着手する必要がある、当該事業について事業の内容が明確である場合には、第6条第1項の応募書の提出と合わせて、事前着手届（様式第8号）を知事に提出したのちに着手することができるものとする。

(実績報告等)

第 12 条 採択者は、当該年度の 2 月末までの事業実績等について、当該年度の 3 月 8 日までに交付要綱第 6 条に定める実績報告書を提出するものとする。

2 交付要綱第 6 条第 1 項に定める実績報告書は様式第 6 号、同条第 2 項第 1 号に定める事業実績書及び同項第 2 号に定める収支精算書は様式第 7 号とする。

(補助金の経理等)

第 13 条 採択者は、事業に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 知事は、交付要綱第 8 条の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。
- (2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。

別表1(第4条関係)

- 1 事務所等を設置し、原則として、秋田県内に活動拠点を有する法人又はその他の団体(以下「団体等」という)であること。
- 2 団体等の活動は、新しい飼い主探し、保護動物のトレーニング又は飼い主のいない猫の繁殖制限措置等の動物愛護を目的としていること。
- 3 団体等は、その活動において過去に動物愛護管理行政との協働の実績を持っていること。
- 4 団体等は、規約(定款)、役員(理事)名簿、会員(従業員)名簿、活動報告書、収支決算書、動物の飼養・保管場所の見取り図等を提出できること。ただし、提出することが現実的に困難な書類については省略することができる。
- 5 動物を一時的に管理する場合に、適正かつ近隣に迷惑を及ぼさないように飼養保管ができること。なお、動物の保管数等によって第二種動物取扱業に該当する場合はその届出を行っていること。
- 6 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例等、関係法令を遵守できること。
- 7 団体等の役員その他の関係者に対して、過去に前項の関係法令による処分があった場合は、処分のあった日から2年以上経過していること。
- 8 秋田県の既決事項(動物の処分等)に関して、異議申し立ては行わないこと。
- 9 上記のほか、動物の適正な管理及び譲渡における必要な要件を満たしていること。

【補足事項】

- * 1 項目8について、既決事項とは、動物の処分等(安楽死処分・譲渡処分・返還処分等)のうちの既に決定した事項をいう。

別表2(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
動物愛護団体の運営に必要な諸経費(飼育費、医療費、不妊去勢手術費、人件費等)	補助対象経費の10/10以内	寄付額	当該年度の2月末まで